

中国の開港都市に見る歴史文化街区の保護に関する研究
- 山東省青島市のビール産業文化街区の現状 -
Study on Conservation of Historic Cultural District in Port Opening
Cities in China
-Present Status of Beer Industry Culture District in Qingdao,
Shandong Province-

孫旭光*・畔柳昭雄**

Xuguan SUN, Akio KUROYANAGI

要旨： 中華人民共和国（以下中国と略）では、都市環境の改善向上を目指して旧来の街区の再開発や歴史的建築物及び街区の保護が進められているが、新旧の共存を図る上で問題や課題も多い。そこで本研究では、開港都市の一つである山東省青島市を対象に、青島市の歴史文化名城保護の状況とその中の一つである青島ビール街区のまちづくりの状況を捉えることとした。

キーワード： 開港都市, 歴史文化街区, 保存, ビール産業文化街区

1. はじめに

中国山東省青島市は山東半島南部の膠州湾と黄海に面し、1985年の中国の市場経済導入により港湾都市として発展し、海洋産業の中心都市として成長してきた。2007年には海辺都市から海湾都市へとする構想が提起^{注1)}され、近年青島湾から浮山湾に至る水際地区で住宅街や海水浴場、マリーナなどの開発や再開発が進められてきている。

一方、中国では青島市など沿岸都市の多くは、かつて諸外国との間で不平等条約が結ばれ統治権が握られ、租借地や租界、開港都市としての歴史的な経緯を経てきたが、諸外国の文化の移入により形成された特有の都市空間や建築物が残されている。そして、こうした歴史的・文化的な都市空間や建築物がその価値を再評価されることで、

今日では都市環境を形成する資源として見直されてきた。そのため、歴史的建築物等を如何に保護・保存するか、その取り組みが検討されている。

そうした中で1994年に国級歴史文化名城^{注2)}の指定を受けた青島市では、開港都市で且つ租界地であった歴史的経緯を経ることで、当時の建築物や街並みが残され、保護・保存されることで特有の都市空間や景観が継承されてきた。特にドイツ租借地時は鉄道・港湾・道路など社会基盤から各種建築物に至るまで本国同様の整備がされた。また、日本の租界時代を経ることなどで多様な歴史的・文化的な資源が市内には残されてきている。

そのため、歴史的・文化的な価値のある都市空間や建築物の保護・保存に対して、市や区の行政段階でも施策を推進している。しかし、市民側に

* 正会員 青島理工大学建築城郷計画学院

** 正会員 日本大学理工学部海洋建築工学科

はこうした取り組みは必ずしも浸透しておらず、保護対象の建築物の破壊・損壊状況も起きている。

青島市では今後の都市開発を進める上で、街づくりと共に歴史的・文化的資源の保護・保存と新規開発の共存を図り都市の魅力を維持する各種方策を検討しており実態調査が行われてきた^{注3)}。

こうした青島市の今日に至るまでの都市形成の背景となる租界時代の建築物に関する調査研究は、中国やドイツ及び日本でも報告されており、中国では徐飛鵬らの「中国近代建築総覧-青島」¹⁾、宋遼威の「青島城市老建築」²⁾、Warnar,T の「German Architecture in China」³⁾等の文献があり、日本では瀬戸の「青島をめぐるドイツと日本(1) - 膠州湾占拠から青島の建設まで」⁴⁾や伊藤らによる「中国・青島旧市街の街区構成」⁵⁾「中国・青島旧市街に見られるドイツの都市構想」⁶⁾及び、江本らによる「中国青島市における並木道空間の形成(1891-1945)」⁷⁾、藤森照信ら監修の「全調査 東アジア近代の都市と建築」⁸⁾などがある。

こうした既往研究の成果報告を踏まえて、青島市の歴史的・文化的な都市空間形成や建築物の立地及び街区形成の過程等の理解を図ってきた。

そして、青島市内の保護・保存されてきた都市空間や建築物の現状や利用の状況を捉えることも重要と考えるに至った。

2. 研究の目的と方法

青島市は図-1に示す行政区画の中で、旧市街地(現在の市北区と南区辺り)が発展した。1994年に「国級歴史文化名城」に指定され、文化財として建築物の点的保護と周辺地区の面的保護が行われてきた。また、ドイツ租借地時代になされたビール製造の醸造工場が国の文化財に指定され、周辺街区も2006年に歴史文化街区に指定された。加えて、市北区でも街区整備が推進されている。

そこで本研究では、このビール街区に着目して



図-1 青島市の位置

歴史文化街区の保護・保存と利用のあり方を考究することとし、具体的には以下の手順を進めた。

- ①中国の開港都市の概況と青島市の状況を捉え、
- ②青島市(7区5県級市)^{注4)}の「青島歴史文化名城保護」の対象遺産の内「歴史文化街区」の指定を受けた18街区の現状(保護と利用状況)を捉え、
- ③この歴史文化街区の中の「青島ビール(産業文化)街区」に焦点をあて、街区の保護・保存と利用の取り組みの現況を捉えることとした。

研究方法は、参考文献資料の収集整理と現地踏査及び関係者への聞き取り調査(青島市都市計画局、青島市市北区特色街管理委員会、青島市市北区歴史文化記憶示苑片区管理委員会などの担当者)。

街区確認調査：2016年5月1日～5月10日。

聞き取り調査：2017年5月～10月断続的聞き取り
ビール街調査：2016年(春季4月、(夏季7月、秋季9月)、2017年(冬季1月)。

補足調査：2018年5月23日～5月27日

3. 開港都市とその分布

中国は1661年からの約200年間、国を閉ざしていたが、1840年のイギリスとのアヘン戦争に敗れ1842年に南京条約を締結し、広州、福州、廈門、寧波、上海の各都市を外交拠点として「開港」した。その後、表-1に示す不平等条約の締結により、多

くの都市を開港して行き、それらの土地を欧米列強に「租界」として譲渡してきた。開港とは、条約港とも呼ばれ開港場を中心に治外法権の租界や外国人居留地が設定され、欧米列強の半植民地的な支配の拠点とされてきた。反面、開港することにより近代文明が移入された一面もある。また、中国の開港都市は、海や河に面した地域の他に、国境沿いの内陸の都市にも多数開設されてきた。これはインドとミャンマーを植民地とするイギリスと、ベトナムとラオスを植民地とするフランスが、植民地から陸路を經由して中国との貿易を行うことを目的として、国境沿いの都市の「開港」を求めたためである。さらに、ロシアもシベリアからの陸路を經由し、中国との貿易を行うため、中国北部や東北地方での開港を求めた結果、国境沿いの内陸都市にも「開港都市」が開かれ、全体では64ヶ所ある。その内16ヶ所が海側にある。他にも列強に領土の使用権や管理権を一定期間貸し出した租界地や植民地となった香港や澳門などの「割譲都市」と呼ばれる都市がある。^{9) 10)}

青島市の場合、1898年3月にドイツと清が独清条約を結ぶことで、膠州湾が99年間ドイツの租借地となり、翌年7月に開港された。その後、膠州湾の港湾整備が行われると共に、青島湾に面して100m格子状の街区整備がなされ、兵営、別荘、海浜地区が本国の街並みを模して整備された。1901年頃には青島天主協会会宅、德国海軍第二官大楼、徳華銀行、青島火車站などが建てられた^{6) 7)}。

4. 青島市の歴史的経緯

青島市の市域は山東半島の南部に位置する膠州湾と黄海に面した地理・地形的条件に基づき、ドイツ海軍の寄港地としての軍港が建設されることにより市街地が発展し港湾都市が形成され、租借地としての社会基盤整備が進み都市空間が拡大発展した経緯がある。こうした歴史的経緯を

表 - 1 締結条約と開港都市

締約国及び条約名称	締約日	開港都市
中英〔南京条約〕	1842年 8/29	広州、福州、廈門、寧波、上海
中露〔伊犁塔爾巴哈台通商章程（規約）〕	1851年 8/6	伊犁、塔爾巴哈台（塔城市）
中英〔天津条約〕	1858年 6/26	牛庄（營口）、登州（烟台） 台湾（台南）、潮州、刺州 鎮江、漢口、九江
中仏〔天津条約〕	1858年 6/27	刺州、潮州、台湾（台南） 淡水（台北）、江寧（南京）
中英〔北京条約〕	1860年 10/24	天津、太沽
中露〔北京条約〕	1860年 11/24	喀什噶爾（喀什） 庫載（モンゴル共和国の烏蘭巴托） 張家
中英〔烟台条約〕	1876年 9/13	宜昌、蕪湖、温州、北海
中露〔伊犁条約〕	1881年 2/24	肅州（嘉峪関）、烏魯木齊、哈密 吐魯番、科布多（モンゴル共和国の 吉爾格郎図）、古城（奇台）
中英〔繼續商務專条〕	1887年 6/26	龍州、蒙自
中英〔新訂烟台条約 統增專条〕	1890年 3/31	重慶
中英〔蘇印議訂附約〕	1893年 12/5	重慶
中日〔馬関条約 （下関条約）〕	1895年 4/17	沙市、重慶、蘇州、杭州
中仏〔繼續商務專条附章〕	1895年 6/21	思茅、河口
中英〔繼續緬甸 （ミャンマー）条約附款〕	1897年 2/4	騰越、梧州
中英〔繼續通商行船条約〕	1902年 9/5	長沙、万県、安慶、惠州、江門
中米〔通商行船条約〕	1903年 10/8	奉天、安東（丹東）
中日〔通商行船条約〕	1903年 10/8	長沙、奉天
中日〔東三省事宜正約〕	1905年 12/22	鳳凰城（鳳城）、遼陽、新民屯（新民） 鉄窓、通江子（通江口）、法庫門（法庫） 長春、吉林、ハルビン、蒙古塔（蒙安） 琿春、三姓（伊蘭）、齊齊哈爾 海拉爾、榮輝（愛輝）、濱州里
中英〔統訂藏印条約〕	1906年 4/27	江孜、薩大克、重慶
中日〔閩門江 中條約條款〕	1909年 9/4	龍井、馬子街（延吉）

（出展 9） 10）

扱った既往研究^{1) ~ 6)}の中から伊藤らの研究^{註 5)}を基にして時代の区分けを行うこととし、①清朝期（1891-1898）、②ドイツ期（1898-1914）、③日本期（1914-1922）、④中華民国期（1922-1938）、⑤第二次日本期（1938-1945）として、都市づくりがなされてきた経緯を整理することとした。

(1) 清朝期(1891 - 1898) : 清朝政府はそれまで寒村であった青島村に、海防のための衛門、兵営、砲台、棧橋など海軍の軍事施設を建設することで町が形成されるようになった。その後、1897年11月にドイツがこの地に派兵してきた。

(2) ドイツ期(1898 - 1914) : 1898年に清朝とドイツとの間で「膠州租借条約」が締結され、膠州湾は99年間ドイツの租借地となった。膠州湾には条約港として開港したドイツ東洋艦隊の軍港が建設され、この地を極東の本拠地とし、鉄道敷設権や鉱山採掘権などの事業優先権を得ることで勢力拡大が図られ、植民地化を進める「新都市の

開発計画図」が公布され、外人居住区の青島区と中国人居住区の大鮑島地区が形成された。1901年頃には海岸沿いに銀行やホテルなどが集まる商業地区や競馬場及び海水浴場が立地する別荘区並びに街路樹や植林、上水道と下水道、病院や小学校、徳華大学などが開校された。1903年には租借地の産業振興策としてビール生産の技術移転がなされ、市街地から離れた東北部にビール醸造工場が建設された。1906年には大港（港灣）が開発され、埠頭区が建設され、青島市の都市としての基本的配置が決まった。

(3)日本期(1914 - 1922): 日本は第一次世界大戦でドイツに宣戦布告し、1914年11月に膠州湾のドイツ軍要塞を陥落させ占領下に置き、欧州人街区と新市街地の海灣、山、街路にそれまで名付けられていたドイツ語名称はすべて日本名に変えられた。人口の急増により市域の拡張が要され、市街地の拡張整備が進められた。港灣部では倉庫街の拡張がなされた。また、小港でも拡張工事がなされ、大港では二期の工事により埋立地が造成され、商業地区や鉄道倉庫が建設された。その後1922年に中国に返還された。

(4)中華民国期(1922 - 1938): 北洋(北京)政府時期(1922-1929)と南京政府時期(1929-1938)に分けられる。1922年に日本が膠州湾を中国側に返還すると北洋政府はここを中央政府直轄の特別行政区である膠澳商埠地と位置付けたが、都市の建設は進まなかった。1929年になり中華民国南京政府が青島特別市を設置し1930年に青島市と改称した。1935年1月、青島市を商工、住居、観光都市として位置づけた。計画人口は100万人で都市は北側に拡張され、市域内は行政、商業、工業、住居、港埠地域と園林地域に分けられた。

(5)第二次日本期(1938 - 1945): 1937年に日中戦争が勃発し、1938年に青島市は再び日本の占領地になった。1940年12月「青島特別市母市計

画」が公布され、中国華北の水上和陸上交通の要衝となり工業や観光都市として位置づけられた。

その後、米国西太平洋艦隊司令部が置かれたが、1949年に中国共産党政権の支配下に置かれた。

1978年の改革開放政策により青島市は経済中心都市、沿海開放都市、計画単列都市の指定を受け1984年に黄島区が経済技術開発区となった。

こうした歴史的な経緯を経る中で、青島市では特有の地理地形や海岸地形が活用されることにより、市域は海とのつながりを持つ都市形成が図られるようになった。

5. 青島市の歴史文化名城の保護状況

青島市は2009年に歴史文化名城の保護と利用に関する全面的な実態調査を実施した^{注3)}。調査では図-2に示す11指標の保護要素の状況確認がなされ、歴史文化町(日本名:街区)は図-3に示す18ヶ所の調査が実施された。その結果、青島市の旧市街にあたる現在の市南区に11ヶ所(番号1~11)と市北区に7ヶ所(12~18)の街区集積が見られた。市南区にある10ヶ所の歴史文化街区にはドイツ占領期の建築物と中国伝統の宗教建築物及びオリンピック施設と住宅があり、各々保護措置が図られていたが、1ヶ所(番号7)は1920年代の中国式住宅地区で保護対象建築物が増改築され、原型保存の状態にないことが分かった。

一方、市北区にある7ヶ所の歴史文化街区は、ドイツ占領期と日本占領期における建築物による街区に大別され、前者は毛奇兵營(番号14、省級保護単位)と青島ビール醸造工場(番号16、国級保護単位)があり、建築物は保護されていた。ただし、ビール街区は歴史性・文化性を偲ばせる状況ではなく、各店舗は欧州様式を模倣した装飾的な様相を見せる観光的な街区に変貌していた。後者の日本占領期の建築物は、街区(番号12)に省級文物保護単位が10ヶ所と優秀歴史建築物が

3ヶ所、街区(番号15)には民国時代と日本占領期の住宅区の建築物が各々保護されていた。街区(番号17,18)は各々中国伝統様式の建築物が保護されていた。また、街区(番号13)には日本占領期の住居区が保護されていたが、建築物は既に取り壊され、跡地には高層住宅が建設され、街区の景観は大きく変貌していた。

尚、この調査結果に基づき、国は18ヶ所の街区を13ヶ所に減らす措置を行った^{註6)}。表・2に13街区の各等級別の保護建築物を示す。この中で優秀歴史建築物は各等級の保護指定とはならないが、歴史的な様式を持つ建築物として保護される。

6. 青島ビール街区の状況

6.1 青島ビール醸造工場の保護状況

青島ビール街区を構成するビール醸造工場は、ドイツ租界時代の1903年に「日耳曼啤酒公司青島股份公司」として設立された。1914年に日本のビール会社を買収されることで、第二次世界大戦終結(1945年)まで経営権が持たれた。1945年に中国国民党政府に経営権が移り、1947年には国営企業となり、1993年には民営化された。ビール街区はその後中国が市場経済を導入しWTO加盟による国内経済の急成長に合わせ、1985年頃から人々で賑わう街区となった。この頃は醸造工場に隣接する2,3の店舗でビール販売がされていたが、その後次第に登州路一带に店舗が開店するようになり、今日の街区が形成された。また、1991年からは毎年8月には青島ビール祭りが開催されている。

一方、保護指定を受けたビール醸造工場は敷地内にある建築物が整備され、文化財保護建築物(後に付加された増築部分等は撤去され、竣工当時の壁面仕上げである煉瓦と部分的な漆喰仕上げの原型に戻す)として写真-1に示すように整備された。文化財保護建築物の指定を受けて市北区登州路に面した醸造工場の敷地を含む周辺8.87haの地区

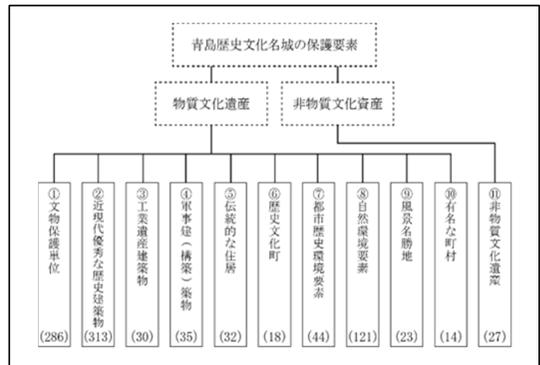


図-2 青島歴史文化名城の保護要素系統図(出典 注4)



図-3 歴史文化街区の分布(×印は2010年に解除された街区)

表-2 街区の保護・利用状況

	文物保護単位			優秀歴史建築物
	国家レベル	省レベル	市レベル	
八大関-仁象角-太平角歴史文化町	1	-	1	4
魚山歴史文化町	-	1	4	36
八關山歴史文化町	3	1	5	40
觀海山歴史文化町	7	-	2	25
信号山歴史文化町	3	1	2	77
觀象山歴史文化町	2	-	2	5
中山路(安徽路)歴史文化町	6	11	-	16
四方路里院建築歴史文化町	-	1	-	9
オリンピック文化町	-	-	-	-
館陶路近現代建群	-	10	-	3
黄台路近現代建群	-	-	-	10
上海路-武定路里院歴史文化町	-	-	-	13
無線路歴史文化町	-	-	-	4
総計	22	25	16	242

(出典 4 注4)

は文物保護法に則り、図-4に示すように文化財保護建築物を囲む新たな建築物の建設が禁止される

重点保護地区の設定と、その外周に建築物の高さ、色彩、規模を制限する建設制限地区が指定され、文化財建築物に協調しない近代建築物の建設が制限される面的保護の範囲が設定された。これを受けて青島ビールでは保護対象物の建築物の再整備が行われると共に、醸造工場の修景と工場内の一部改装による博物館（文化財建築物に指定されると、修復後に一部は展示観覧施設として公開する規定がある）としての整備がなされ、一般観覧者に開放され、展示通路+ビール製造ラインによる工業観光見本施設となった。その後、ビール醸造工場は2004年には中国初の工業観光見本地や国家4A級の観光拠点施設として認定された。

6.2 ビール街区における各種取り組み

青島ビール街区に関する各種取り組みを時系列に見ると、2003年にビール醸造工場（6000㎡）が国級文化財保護対象物に認定され、2004年に市北区はビール街を形成する各店舗のファサード（正面）を欧州様式に修景すると共に歩道を拡張し路面を石畳に変更するなど、街並み景観の整備が進められた。2005年には「市北区特色街管理委員会」が発足し、区内にある17ヶ所の特色街区の一つに選定した。下部組織として「ビール街管理委員会」が設けられ、従来の区の取り組みを引き継ぎ、登州路に面する建物の整備や歩道の改修及び道路の駐車帯の変更などが行われてきた。2006年には国級歴史文化名城の歴史文化街区に編入され「青島ビール産業文化街区」（文化名城指定時の呼称）として、登州路に位置する青島ビール醸造工場の敷地周辺街帯を中心に、東側は延安二路、西側は広饒路までの約1,000mの範囲が指定を受けた。しかし、2010年には歴史文化街区からビール産業文化街区の指定は解除された。2017年には新たに「市北区歴史文化記憶示苑片区管理委員会」が発足し、区内にある保護対象物の95%程（第一次大戦当時の



写真1 青島ビール醸造工場内の保護対象建築物

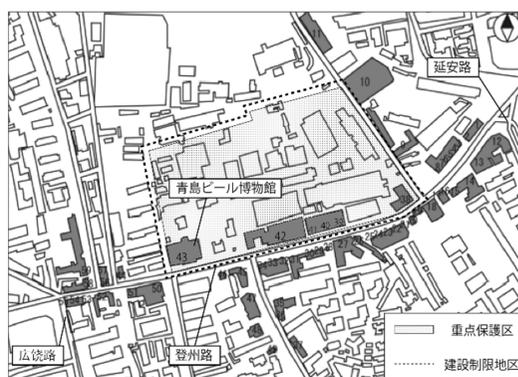


図-4 ビール街区（青島市市北区登州路）

建築物や市級歴史文化街区6ヶ所など）を中心にした保護管理を進める取り組みが行われてきた。この中でビール街については、近年の住民や市民のビール街への来訪頻度の減少傾向を踏まえることで、今後の取り組み方向を「文化・旅行」に重点を置いた街づくりへと転換するための検討が図られてきた。具体的には青島ビール醸造工場の敷地の背後地に新たに街路を敷設し、写真-2に示すような現在のピアホールに特出したビール街とは趣を変え、商業施設を併設した新たなビール街の計画が検討されている。

6.3 ビール街区の管理運営の状況

青島市品質技術監督局では、ビール街区の範囲を図-4に示す登州路、延安一路、広饒路及び宁海路、寿光路、通山路として定め、この範囲に立地す

る店舗による街区の環境維持を推進するため、2009年8月に「ビール街の環境整備要求」¹¹⁾を、11月に「ビール街飲食サービス規範」¹²⁾を提示した。

前者はビール街の環境整備要求の定義、街並み、公共施設、環境衛生、公共秩序・監督管理について詳述している。この内、街並みに関しては、清潔さの維持、看板の外国語表記の正確さとビラ等の配布禁止、緑化や夜間照明は管理委員会の指示に従うことなど4項目を示し、公共施設は、街区に配されたベンチの清潔さの維持、公共トイレやゴミ箱の設置、日除けテントの支柱の設置、照明システムの完備、公共駐車場の整備など5項目が示され、環境衛生に関しては9項目掲げ、下水、汚水、汚物処理、大気・騒音・油煙（環境基準を遵守）、商品積卸後の清掃、門前三保（環境・緑化・秩序の維持）管理が示されている。公共秩序は16項目あり、店舗の屋内・屋外の使用は管理委員会の指示に従うとし、厳禁商品・ペット・騒音、賭博・物乞い・爆竹・騒乱の禁止、駐車場利用について規程している。監督管理は日常管理と警らに関して規程している。

後者の「ビール街飲食サービス規範」に関しては、規範の定義、一般的要求、衛生・サービス施設・サービスの質の要求、クレーム処理と監督管理について詳述している。この内、一般的要求では、飲食業者の認可資格、領収書発行、各種標識の視認性確保、汚水排水やゴミの基準順守など6項目を示し、衛生に関しては、150㎡未満の小型店舗に対する衛生基準の順守、150㎡以上の店舗の衛生基準の順守を各々示している。サービス施設としては、店舗内部の清潔さ、通風採光の維持、店舗前の柵設置（管理委員会の指示遵守）、飲食の場所の清潔度維持や食器の破損防止、メニューの適正表示、ビール用ガラスの国の計量法の順守を示し。サービスの質は従業員に関して9項目を示し、食品の質は7項目が示され、クレーム処理は対応方法や調停に関して3項目が示され、監督管理では経営者の姿



写真-2 ビール街区の各店舗の状況

勢に関して2項目が示されている。

しかし、環境整備要求やサービス規範に示された規程の順守は極めて限定的な状況になっている。

6.4 店舗前空間の利用

登州路に面する32棟の建物には59軒の店舗（ビアホール）があり、各店舗は前面の歩道空間を利用した営業行為がビール街管理委員会により許可されている。そのため、各店舗では季節ごとに移動式や仮設式の屋台を設置してパフォーマンスを伴う対面販売を行ってきている。この歩道空間の利用に際して各店舗では利用領域での恒久的な工作物の使用が禁止され、移動や撤去が可能なものとして、天空を覆うテント類（記号：T）、床面のデッキ（記号：D）、境界規定の柵（記号：F）の使用に限定され、そこに机・椅子が設置されるが、机・椅子を置くだけの利用も見られる。そのため、用いる要素の形態や配置において各店舗の趣向が表れている。この空間利用状況は表-3に示すように季節的な差異が見られる。尚、歩道空間の利用に関しては事前に設置物の審査があるが、歩道に1.0m以上の歩行者通過のための空間確保が求められる。

一方、ビールの消費は季節的な影響による変動が大きいため、各店舗による歩道空間の利用はこの季節変動に対応したものとなっている。そのた

表-3 各店舗前の空間の利用状況

	1月(冬季)	4月(春季)	7月(夏季)	9月(秋季)
T	11	0	0	
T+D	6	32	38	
T+D+F	0	5	11	
T+F	5	0	0	
D	0	8	5	
-	37	14	5	
合計	59	59	59	
凡例 T:テント D:デッキ F:フェンス				

め、ビール消費が最も減少する冬季1月は歩道空間の利用は少なく、春季4月頃になるとテント+デッキ型、机・椅子型の利用が見られるようになり、夏季7月頃には利用客の増加に合わせた空間利用が増え、歩道部分(1m確保)にまで張り出した利用が秋季9月頃まで続くため、規制順守が強化されてきている。

7. おわりに

青島ビール街区は、国級歴史文化街区としての産業文化街区の指定が2010年に解除された。しかし、青島ビール醸造工場は文化財保護建築物としての単体(修復)保護と面的な保護は行われてきており、観光拠点として整備され来訪客が多数訪れている。また、北区による特色街区としての街づくりへの取り組みは進められ、街区を構成する建物の欧州風のファサードへの修景対応などが希求されているが、各店舗は異なる様相を表出する状況となっている。

一方、青島市の品質技術監督局による街区の環境維持要求や飲食サービス規範においては、各々きめ細かな規程が設けられ、各店舗の営業面に対して、その対応を求めているが、概して「街並みの清潔さ」や「店舗内部の清潔さ」など環境維持やサービス面において、それぞれ「清潔さ」を積極的に希求していることが分かる。こうしたことから行政側では、ビール街の環境衛生面の向上を図ることで、街区のイメージアップを図ることに腐心していることが理解できる。

補注

注1) 2007年に構築された戦略的構想「膠州湾を保護し、膠州湾を回って発展する」に示された思考。

注2) 1982年に文物保護法が制定され、都市の歴史的環境を全体的に保護する面的保護と歴史的建築物を含めた周辺環境を保護する制度。

注3) 青島市歴史文化名城保護要素普調査, 2009.

注4) 調査時期の2016年時点では、青島市は7区(市南区, 市北区, 四方区, 李滄区, 嶗山区, 城陽区, 黄島区)及び5県級市(即墨市, 膠州市, 膠南市, 萊西市, 平度市)で構成されていたが、2017年9月からは7区(市南区, 市北区, 黄島区, 嶗山区, 李滄区, 城陽区, 即墨区)及び3県級市(膠州市, 平度市, 萊西市)に変更。尚、中国における市と県の行政呼称は日本とは逆の関係にある。

注5) 伊藤庸一らによる参考文献2)3)に基づき時代の区分分けを行った。

注6) 青島市都市計画局の担当者に対して5月24日ヒアリング調査を行った結果

参考文献

- 1) 徐飛鵬, 村松伸: 中国近代建築総覧・青島, 中国建築工業出版社, 1992
- 2) 宋遼威: 青島城市老建築, 青島出版社, 2004
- 3) Warnar, T: German Architecture in China, Erns&Sohn, 1994
- 4) 瀬戸武彦: 青島(チンタオ)をめぐるドイツと日本(1)-膠州湾占拠から青島の建設まで, 高知大学学術研究報告, 第44巻, 1995.
- 5) 伊藤庸一, 岡田知子: 中国青島旧市街の街区構成, 日本建築学会大会学術講演梗概集(関東) pp.495-496, 2006.9
- 6) 伊藤庸一, 岡田知子: 中国・青島旧市街にみられるドイツの都市構想, 日本建築学会大会学術講演梗概集(九州), pp.597-598, 2007.8
- 7) 江本硯, 藤川昌樹: 中国青島市における並木道空

- 間の形成(1891-1945), 日本建築学会計画系
論文集,第 78 卷,693 号,pp.2321-2328,2013.11
- 8) 藤森照信,汪坦監修:全調査 東アジア近代の都
市と建築,筑摩書房編集・大成建設発行,1996.3
- 9) 畔柳昭雄:Port-Opening Cities in China,オー
プンリサーチセンター整備事業(アジア諸国
の文化遺産保護関連機関の構成と役割の分析
評価),日本大学理工学部,2005.4
- 10) 林宣徳, 畔柳昭雄: 中国山東省烟台市におけ
る歴史的建築物の保護制度に関する研究-アジ
アの歴史的文化遺産の保護に関する調査研究
その 1-,日本建築学会計画系論文集第 576 号,
pp.223-230, 2004.2
- 11) 青迅市股呈技求監督局: 陣酒街杯境要求資料,
汲扱 8,2009.8
- 12) 青母市朕呈技術監督局: 呻酒街餐吹服各規苑
資料 2, 仮汜 11,2009.11

著者紹介



孫 旭 光 (正会員)

青島理工大学建築城郷計画学院(〒
266033 青島市市北区撫順路 11),
1963 年生まれ, 1997 年日本工業大学
大学院工学研究科修士課程(建築学専
攻)修了, 現在青島理工大学準教授,
中国都市計画学会会員
E-mail: qdsunxg@aliyun.com



畔柳 昭雄 (正会員)

日本大学理工学部海洋建築工学科(千
葉県船橋市習志野台 7-24-1), 昭和 27
年生まれ, 昭和 56 年日本大学理工学研
究科博士後期課程(建築学専攻)修了,
現在同大学特任教授, 工学博士, 日本
建築学会会員
E-mail: [kuroyanagi.akio@nihon-
u.ac.jp](mailto:kuroyanagi.akio@nihon-u.ac.jp)

Study on Conservation of Historic Cultural District in Port Opening Cities in China -Present Status of Beer Industry Culture District in Qingdao, Shandong Province-

Xuguan SUN, Akio KUROYANAGI

ABSTRACTIn : China, aiming to improve urban environment, redeveloping traditional districts, protecting and preserving green spaces and landscapes is in progress but coexistence of old and new poses many problems and challenges. In this research, Qingdao City of Shandong Province, one of the port Cities in China, will be surveyed and investigated in order to understand the protection and preservation of historical culture. Also, the town planning of Qingdao Beer Industry Culture District will be investigated.

KEYWORD : *Port Opening Cities, Historic Cultural District, Conservation, Beer Industry Culture District*